無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等に葬ることとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内に下記にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのであらかじめ承知ください。

記

一　平成二十九年六月十二日

一　墳墓等の所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八番地の二

一　墳墓等の名称　富士霊園

一　区三号一一一五番　加藤家、一区五号〇八〇一番　中山家、二区一号一四〇二番　大井家、二区一号二七五五番　御手洗家、二区一号二二九二番　松尾家、二区二号一四三〇番　高橋家、二区三号〇七三〇番　久保家、三区一号〇一四八番　肥爪家、三区二号四三四六番　上野家、七区一号二二八五番　半井家、七区五号〇四七五番　稲川家、八区一号〇〇八三番　小陳家、八区二号〇〇五三番　永井家、八区二号〇〇七六番　横越家、八区二号一五〇三番　松丘家、十一区五号〇八六七番　川井家、十一区五号二二〇二番　日吉家、十三区一号二四六二番　佐藤家、十三区一号二七〇一番　高崎家、十三区一号二四四一番　高見家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　一区三号一一一五番　加藤正二、加藤ミサヨ、一区五号〇八〇一番　中山フサ、中山ヨシ、中山市太郎、中山春子、中山美幸、谷川りう子、島田静子、中山隆文、中山久留美、中山伊之助、中山アサノ、中山月二、中山ヨシエ　二区一号一四〇二番　大井哲子、大井利孝　二区一号二七五五番　御手洗トシエ、御手洗織作、御手洗亜太、御手洗ヒサ、御手洗鉄五郎、御手洗作平、御手洗喜市、御手洗カタ、御手洗太猪二、御手洗金十郎、御手洗マツ、御手洗和郎　二区二号一一九二番　松尾絹江、松尾勝江、松尾本藏　二区二号二四三〇番　木藤カツエ　二区三号〇七三〇番　久保文雄、久保トセ、久保つね　三区一号〇一四八番　肥爪和江、肥爪莞子　三区二号二四三四六番　上野ひとみ　七区一号二一八五番　半井貞彦、半井俊子、半井冀子　七区五号〇四七五番　稲川富美子、稲川龍夫　八区一号〇〇八三番　前田かずみ、小陳市蔵、小陳フミ、小陳ハマ、小陳貢一、小陳伍八、小陳ユキ、小陳久子、小陳美代子、前田多賀司、小陳スミ子　八区二号〇〇五三番　谷口好雄、永井平三郎、片岡誠志、三野泰一　八区二号〇〇七六番　菅野良介、菅野祀　八区二号一五〇三番　金岡桂子、松丘雅夫、松丘淑子　十一区五号〇八六七番　川井輿三郎、川井一郎、川井美弥子、阿部喜巍　十一区五号二二〇二番　屋代操、屋代茂一　十三区一号二四六二番　佐藤安吉、佐藤繁子、佐藤チホ　十三区一号二七〇一番　高崎トヨ子　十三区五号二四四一番　高見ナミ子

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　公益財団法人富士霊園

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十九年五月二十二日、厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月十二日

神奈川県横浜市中区山下町一九四番地　横浜ニューポートビル七階

全国産業廃棄物厚生年金基金

代表清算人　渡邉浩二

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 29 年 6 月 12 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ジョイナス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5938号　④株式会社ジョイナス　東京都北区田端二丁目７番26号　代表取締役　内田遥一　⑤本社営業所　東京都北区田端二丁目７番26号フレンドリーハイツ902号　⑥平成19年７月10日　⑧平成24年７月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都北区田端二丁目７番26号　株式会社ジョイナス　代表取締役　内田遥一

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年 6 月 12 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社エーアイイージャパン　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－642号　④株式会社エーアイイージャパン　京都市中京区間之町通御池下ル綿屋町528　代表取締役　山崎裕　⑤本社　京都市中京区間之町通御池下ル綿屋町528　⑥平成26年８月29日　⑦平成29年４月22日　⑧60万円　⑨300万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己